千葉市男女共同参画推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　本市の男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、千葉市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所管する。

（１）男女共同参画に関する施策の総合的な企画に関すること。

（２）男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。

（３）その他男女共同参画に関し必要なこと。

（組織）

第３条　協議会は、別表１に定める職にある者をもって組織する。

２　会長は、市民局担当副市長の職にある者とし、副会長は、市民局長の職にある者とする。

３　会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、会長が招集し、議事を進行する。

２　委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（幹事会）

第５条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、協議会の目的を達成するため、必要な事項について調査協議する。

３　幹事会は、別表２に定める職にある者をもって組織する。

４　幹事会は、生活文化スポーツ部長が招集し、主宰する。

５　幹事会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（検討会）

第６条　幹事会に、第２条に規定する事項のうち、実務的な事項を研究及び協議させるため、検討会を置くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は平成元年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成３年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成４年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成５年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成６年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成７年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成９年　８月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１２年１月３日から施行する。

附　則

この要綱は平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１３年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和３年７月１日から施行する。

別表１

	職
会　長	副市長
副会長	市民局長
委　員	総務局長
〃	危機管理監
〃	総合政策局長
〃	財政局長
〃	保健福祉局長
〃	こども未来局長
〃	環境局長
〃	経済農政局長
〃	都市局長
〃	建設局長
〃	中央区長
〃	会計管理者
〃	消防局長
〃	病院局次長
〃	教育次長
〃	議会事務局長
	合計１８人

別表２

	局　　等	職
幹事長		生活文化スポーツ部長
幹　事	総務局	総務課長
〃	〃	危機管理課長
〃	総合政策局	政策企画課長
〃	財政局	資金課長
〃	市民局	市民総務課長
〃	〃	男女共同参画課長
〃	保健福祉局	保健福祉総務課長
〃	こども未来局	こども企画課長
〃	環境局	環境総務課長
〃	経済農政局	経済企画課長
〃	都市局	都市総務課長
〃	建設局	建設総務課長
〃	中央区役所	地域振興課長
〃	花見川区役所	地域振興課長
〃	稲毛区役所	地域振興課長
〃	若葉区役所	地域振興課長
〃	緑区役所	地域振興課長
〃	美浜区役所	地域振興課長
〃	水道局	水道総務課長
〃	会計室	室長
〃	消防局	総務課長
〃	病院局	経営企画課長
〃	教育委員会	総務課長
〃	選挙管理委員会事務局	事務局次長
〃	人事委員会事務局	事務局次長
〃	監査委員事務局	行政監査課長
〃	農業委員会事務局	事務局次長
〃	議会事務局	総務課長
		合計２９人